

## 下呂市空き店舗等活用事業補助金交付要綱（平成17年4月11日告示第41号）

最終改正:令和7年2月19日告示第33号

改正内容:令和7年2月19日告示第33号 [令和7年4月1日]

## ○下呂市空き店舗等活用事業補助金交付要綱

平成17年4月11日告示第41号

## 改正

平成18年7月12日告示第99号  
平成24年3月27日告示第31号  
平成27年3月19日告示第30号  
令和2年3月31日告示第88号  
令和4年9月26日告示第179号  
令和7年2月19日告示第33号

## 下呂市空き店舗等活用事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き店舗及び空き家（以下「空き店舗等」という。）の解消及び有効利用を促進し、もって地域商業の活性化を図るため、空き店舗等を活用して事業を営もうとする者に対し、予算の範囲内において下呂市空き店舗等活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 市内に所在する建物で過去に営業していた実績があり、現に営業が行われていない店舗
- (2) 空き家 市内に所在する居住を目的とした建物で、現に人が居住していないもの

## (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小売業、飲食店及びサービス業のほか、不特定多数の人が集まるコミュニティ施設等この要綱の趣旨に適合し、市の商業環境の向上に資すると認められる事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等に該当しないこと。ただし、一般大衆向けに飲食をさせる営業は除く。
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 国、県及び当市における他の補助金の交付を受けた事業
- (4) 市内で単に店舗の移転を行い、移転前の店舗を空き店舗とするもの
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする個人、法人その他団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内商工会の会員又は市内商工会の会員になることが確定している者。
- (2) 許認可等を必要とする事業を開始する者にあっては、その許認可等を受けていること。
- (3) 空き店舗等所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他の団体ではないこと。
- (4) 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (5) 市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体にあっては市税を、市外に住所を有する者又は市外に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体にあってはその所在する市町村の税金を完納していること。
- (6) 空き店舗等を購入し、又は借上げ（借上げに係る契約の期間が1年以上の者に限る。）、かつ、事業を開始してから引き続き3年以上事業を継続しようとする者であること。
- (7) 原則として週4日以上営業すること。
- (8) 代表者が営業開始日までに市内に住所を有すること（個人、その他団体の場合）。
- (9) 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）第36条の2第9項の規定に基づき法人設立（開設）の申告をすること（法人の場合）。

2 補助金の申請は、同一の者において1事業につき1回限りとする。

## (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の限度額及び補助金の要件は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助対象事業に着手する前に、下呂市空き店舗等活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費積算書（申請時・決算時）（様式第3号）
- (3) 登記済通知書の写し（建物購入のみ）

- (4) 補助対象事業開始前の改修箇所等の写真、位置図及び平面図
- (5) 改修工事契約書又は見積書の写し
- (6) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し
- (7) 代表者の住民票記載事項証明書の写し(個人、その他団体で、交付申請時に市内に住所を有している場合)
- (8) 商業登記簿謄本(全部事項証明書)(法人で、交付申請時に登記済みの場合)
- (9) 市内に住所を有する補助対象者及び市外に住所を有する補助対象者は、所在する市町村の税金が完納していることを明らかにする書類
- (10) 誓約書(様式第3号の2)
- (11) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下呂市空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合には、補助金の交付決定を受けた者が、事業を開始してから3年を満たさずに補助金の交付を受けた事業の遂行ができなくなったときは、補助金を返還しなければならないことを条件として附するものとする。  
(年度をまたがる補助金の交付申請等)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、当該補助金の交付を受けた年度を越えて引き続き補助金の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする年度の4月20日までに、第6条に規定する申請書等を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、同条に規定する添付書類の一部を省略することができる。

- 2 前項の規定による申請に係る補助金の交付決定の手続については、前条の規定を準用する。  
(補助対象事業の変更等)

**第9条** 補助対象者は、当該決定を受けた後において、事業の計画を変更し又は事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、直ちに下呂市空き店舗等活用事業補助金交付変更・中止承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、下呂市空き店舗等活用事業補助金交付変更・中止承認通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。  
(改修に対する補助の実績報告)

**第10条** 補助対象者は、改修に要する経費の支払が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあつた年度の3月31日のいずれか早い日までに下呂市空き店舗等活用事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等、支払を証明する書類の写し
- (2) 改修部分の前後が対比できる改修箇所の写真及び営業中の写真
- (3) 補助対象経費積算書(申請時・決算時)(様式第3号)
- (4) 許認可等を必要とする事業を開始する者にあっては、その許認可等を受けたことを明らかにする書類の写し
- (5) 代表者の住民票記載事項証明書の写し(個人、その他の団体で、交付申請時に市内に住所を有していなかった場合)
- (6) 商業登記簿謄本(全部事項証明書)(法人で、交付申請以降に登記した場合)
- (7) 営業証明書(法人の場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類  
(賃借料に対する補助の実績報告)

**第11条** 補助対象者は、空き店舗等の賃借料の支払をしたときは、当該年度の年度末までに、下呂市空き店舗等活用事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、次に掲げる書類の一部を省略することができる。

- (1) 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 営業中の写真
- (3) 補助対象経費積算書(申請時・決算時)(様式第3号)
- (4) 許認可等を必要とする事業を開始する者にあっては、その許認可等を受けたことを明らかにする書類の写し
- (5) 代表者の住民票記載事項証明書の写し(個人、その他の団体で、交付申請時に市内に住所を有していなかった場合)
- (6) 商業登記簿謄本(全部事項証明書)(法人で、交付申請以降に登記した場合)
- (7) 営業証明書(法人の場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 第8条に規定する年度をまたがる補助金の交付申請を行った場合の実績報告書の提出時期は、空き店舗等の賃借料の支払が完了した日から起算して30日以内とする。  
(補助金の審査等)

**第12条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地確認を行うものとする。  
(補助金の額の確定)

**第13条** 市長は、前条の規定による審査等の結果、当該事業を適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、下呂市空き店舗等活用事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。  
(補助金の交付請求)

**第14条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、下呂市空き店舗等活用事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。  
(補助金の交付決定の取消し)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。  
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業を開始してから3年を満たさずに補助対象事業を遂行することができなくなったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
  - ア 補助対象者が死亡したこと又は身体機能の一部を失ったことにより事業の継続ができない場合
  - イ 天変地異等により事業の継続が困難である場合
  - ウ その他事業の継続ができないことを市長がやむを得ないと認める場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示及び命令に従わなかったとき。

## (補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

## (補助事業の経過報告)

第17条 補助金の交付を受けた者は、営業を開始した日から3年間は、決算月から6月以内に財務諸表を市長に提出しなければならない。

## (その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

## 附 則(平成18年7月12日告示第99号)

## (施行期日)

1 この告示は、平成18年7月12日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の下呂市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の補助金について適用し、施行日前の補助金については、なお従前の例による。

## 附 則(平成24年3月27日告示第31号)

## (施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の下呂市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の補助金について適用し、施行日前の補助限度額については、なお従前の例による。

## 附 則(平成27年3月19日告示第30号)

## (施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の下呂市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の補助金について適用し、施行日前に交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

## 附 則(令和2年3月31日告示第88号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則(令和4年9月26日告示第179号)

この告示は、令和4年9月26日から施行する。

## 附 則(令和7年2月19日告示第33号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助率・限度額	補助金の要件
空き店舗等の改修に係る経費(当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る。) (1) 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明に要する経費(設計費も含む) (2) 備品類の購入費は除くものとする。ただし、既存の設備等を修繕する際の消耗品類は、改修費に含むものとする。	補助対象経費の2分の1以内とし、100千円を上限とする	(1) 市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。 (2) 営業を開始する前に行う改修に限る。 (3) 補助対象経費は改修費のみとし、建物購入に係る経費は含まない。
空き店舗等賃借料(店舗として利用する部分の賃借料に限るものとし、駐車場の賃借料、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は除く。)	補助対象経費の2分の1以内とし、360千円(月額30千円)を上限とする。	賃借契約を交わし、営業を開始してから1年間とする。ただし、日割計算等による家賃の支払いがある場合は、その月の翌月から交付するものとする。

## 備考

- 1 補助金額については、千円未満を切り捨てるものとする。
- 2 空き店舗が店舗併用住宅である場合における店舗賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。尚、空き家を店舗のみとして利用する場合の賃借料は、店舗として利用する部分の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。